

## 嘉麻市空き家バンク制度実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家の有効活用を通して、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とした空き家バンク制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない市内の建物又は近く居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。ただし、共同住宅、分譲等を目的とした建物並びに民間事業者による売買及び賃貸等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は賃借（転貸を除く。）し、若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 空き家の賃貸又は売買を希望する所有者等からの情報を登録し、市内への定住等を目的とする利用希望者にその情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、嘉麻市空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク制度を利用することができない。

- (1) 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者であるとき。
- (2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるとき。ただし、第13条第2項に規定する交渉の仲介を行う者を除く。
- (3) 空き家バンク制度を利用する者及び世帯員に市税及び公共料金等の滞納があるとき。

(空き家の登録申請)

第4条 空き家バンク制度へ空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 空き家の現況及び全景を確認することができる写真  
（空き家登録の決定及び通知等）

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、空き家バンク台帳（様式第2号。以下「空き家台帳」という。）に登録し、空き家バンク台帳登録完了（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、前項の規定による登録を行わないものとし、空き家バンク台帳登録完了（却下）通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反するとき。
- (2) 空き家の状態、周囲の環境等により、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他空き家バンク制度の目的に寄与すると認められないとき。

3 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度に登録することが適当と認めるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

（空き家台帳登録の変更）

第6条 空き家台帳に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の内容に変更があったときは、空き家バンク台帳登録事項変更届出書（様式第4号）を遅滞なく市長に届け出なければならない。

（空き家台帳登録の抹消）

第7条 市長は、空き家台帳に登録されている内容が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録を抹消し、空き家バンク台帳登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から空き家バンク台帳登録抹消届出書（様式第6号）が提出されたとき。
- (2) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

- (3) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (4) 第5条第1項の規定による登録をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年を経過したとき。
- (5) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(空き家の利用者登録申請)

第8条 空き家バンク制度に登録された空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、空き家バンク利用者登録申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(利用者登録の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用者台帳(様式第8号。以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境や生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- (2) その他市長が空き家バンク制度の目的に寄与すると認めたる者

2 市長は、前項の規定による登録又は却下を決定したときは、空き家バンク利用者台帳登録完了(却下)通知書(様式第9号)により利用希望者に通知するものとする。

(利用者台帳登録の変更)

第10条 利用者台帳に登録された者(以下「利用者」という。)は、登録の内容に変更があったときは、空き家バンク利用者台帳登録事項変更届出書(様式第10号)を遅滞なく市長に届け出なければならない。

(利用者台帳登録の抹消)

第11条 市長は、利用者台帳に登録されている内容が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録を抹消し、空き家バンク利用者台帳登録抹消通知書(様式第11号)により、当該利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者から空き家バンク利用者台帳登録抹消届出書(様式第12号)が提出されたとき。
- (2) 新たな住宅の新若しくは購入又は遠隔地への長期に渡る転出若しくは所在不明等の事実が判明したとき。

- (3) 利用者が空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (5) 第9条第1項の規定による登録をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年が経過したとき。
- (6) その他市長が適切でないとしたとき。

(空き家情報の提供)

第12条 市長は、必要に応じ、空家バンク制度に登録された情報を登録者及び利用者に提供するとともに、市のホームページ等に掲載するものとする。

(交渉の申込み等)

第13条 前条の規定による情報の提供に基づき、登録者との交渉を希望する利用者は、空き家バンク登録物件交渉申込書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込みがあったときは、空き家バンク登録物件交渉申込通知書(様式第14号)により当該物件の登録者に通知するものとする。この場合において、当該登録者の交渉の仲介を行う者があるときは、その者に対しても通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた登録者又は仲介を行う者は、遅滞なく当該利用者と交渉を行い、当該交渉が終了したときは、空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第15号)により市長に報告しなければならない。

(登録者と利用者との交渉等)

第14条 登録者と利用者との間における空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約(以下「契約等」という。)については、当事者間で行うものとし、市長は、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。